

## ● 社会保険相談室

[社会保険給付] 退職後の出産手当金が廃止？

### 事例

被保険者期間が1年以上ある社員が退職した後、6カ月以内に出産した場合は、出産手当金が受給できましたが、来年4月から廃止されると聞きました。Aさん、Bさん、Cさんは、勤続1年以上ですが、出産手当金を受給できるのでしょうか。Aさん、Bさん、Cさんとも双子の予定ではないそうです。

Aさん

出産予定日は3/28日 平成18年9月末退職しました。

Bさん

出産予定日は5/15日 平成19年2月末日退職予定です。

Cさん

出産予定日は6/10日 平成19年4月30日（産前42日目）退職予定です。



### Answer

Aさんは、実際の分娩日が6カ月以内であれば出産手当金を受給できます。平成19年4月から、Aさんのように在職中に産前休業をすることなく、退職した後、6カ月以内に出産した場合の出産手当金が廃止になります。

制度廃止の経過措置として、平成19年3月31日までに出産手当金を受けている方、受けられる方は、4月以降に退職されたとしても出産手当金を受給できます。

Bさんのように在職中に産前休業をすることなく退職しても、実際の分娩日が平成19年5月1日までであれば、出産日から逆算した産前休業期間が平成19年3月31日以前となりますので、出産手当金を受けられます。

Cさんは、出産予定日から逆算した産前休業期間中に退職すると、退職しても継続して出産手当金を受けられます。実際の出産日が予定日より遅れた場合でも、出産手当金は受給できます。

#### 《出産手当金の継続給付》

退職前に1年以上の被保険者期間がある場合で、資格喪失時に、出産手当金の給付を受けている場合は、資格喪失後も出産手当金（1日につき標準報酬日額の**3分の2**相当）が受給できます。（健康保険法第104条）